

令和8年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工付帯施設整備他工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工付帯施設整備他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「施設機械工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書及び共通仕様書（施）に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき施工した芦野頭首工工事において、仮設用地に使用した農地等の原形復旧等を行うものである。

2 工事場所

青森県つがる市稲垣町下繁田磯野地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 撤去・復旧工

ア 水田復旧工	0.35ha
イ 砂利舗装工	1,155 m ²
ウ 用排水路撤去工	1 式
エ 用排水路復旧工	1 式
オ フェンス復旧工	L=12m
カ 河川外施工ヤード復旧工	1 式

(2) 管理棟場内整備工

ア ハンドホール改修工	2 箇所
イ 舗装工	
アスファルト舗装	670 m ²
ウ 安全施設工	
アルミ縦格子フェンス	L=4.5m

(3) 鋼製付属設備製作据付工

ア スクリーン	2 基
---------	-----

(4) 仮設工

1 式

4 工事数量

別紙－1の「工事数量表」のとおりとする。

第3章 施工条件

1 工程制限

水田復旧工は、9月30日までに完成させなければならない。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等92日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「工事における余裕期間制度の試行について」（URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-47.pdf>」）に示す別紙様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている226日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年12月18日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- (1) 芦野頭首工ゲート設備整備工事
(令和7年8月1日～令和8年9月15日)
- (2) 芦野頭首工係留施設撤去他工事（仮称）
(令和8年7月上旬～令和9年1月29日（予定）)

3 第三者に対する措置

- (1) 騒音、振動対策
騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- (2) 交通対策
公道の利用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬようにするものとする。冬期間の通行については、十分注意し、事故防止に努めなければならない。
また、工事車両が現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤなどの泥を極力除去してから通行するものとし、路面の汚れが生じた場合は速やかに清掃し、道路の汚損防止に努めるものとする。
- (3) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

- (4) その他
既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路

工事用道路等の使用に当たっては、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2 建設発生土受入地

- (1) 建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
中里山受入地	北津軽郡中泊町大字浅井字尾別地内	3,626m ³	土砂
		33m ³	割栗石

- (2) 指定している受入先で、建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

3 河川外仮設ヤード

河川外仮設ヤードは図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬入予定量	摘要
旧小学校ヤード	つがる市稲垣町下繁田磯松141番	14袋	大型土のう

4 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

工種	排水量	箇所数
水田復旧工	0～7 m ³ /h未満/箇所	1

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、別図-1, 2「工事用地図」に示すとおりである。

- (1) 河川外仮設ヤードについては、発注者がつがる市及び地権者と借地契約を行い工事期間使用するものとするが、風による資材の飛散など、周辺水田及び住宅地への影響がな

いように留意し使用しなければならない。

- (2) 工事用地等は、別紙-2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

第7章 支給材料

1 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

品名	規格	単位	数量	備考
購入土	黒土	m3	840	
大型土のう	耐候性	袋	14	

2 引渡し場所

つがる市稲垣町下繁田磯桜 103

3 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

4 引渡し方法

引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第8章 貸与する資料等

1 貸与する資料

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名
令和6年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工付帯施設他補足設計業務
- (2) 貸与期間
工事契約から工事完成まで
- (3) 貸与及び返納場所
東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所
- (4) 貸与条件
貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第10章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

- (1) 砕石及び骨材
再生クラッシュラン RC-40
- (2) 鉄筋コンクリート用棒鋼
異形棒鋼 JIS G 3112 SD345 D13
- (3) 硬質ポリ塩化ビニル管
VU管 φ100
- (4) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65%以下	BB	用排水路復旧工
鉄筋コンクリート	21	12	25	60%以下	BB	用排水路復旧工

粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

- (5) アスファルト乳剤
PK-4
- (6) アスファルト混合物
再生密粒度アスコン 13F

2 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物
砕石類	試験成績書、粒度分析表
鉄筋	カタログ、([納品時]ミルシート)
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ、試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
アスファルト乳剤	試験成績書
アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書
コンクリート柵渠	試験成績書
暗渠排水資材	カタログ

第11章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点は、下表に示す基準点を使用するものとする。

既知点	基準点	備考
農芦 1 No. 1	X : 104272.060m Y : -35836.882m H : 7.330m	右岸
農芦 2 No. 1	X : 104003.690m Y : -36078.576m H : 7.404m	左岸

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13F	
再生クラッシュラン	RC-40	基礎材、舗装材

なお、舗装材に使用する場合には、「舗装再生便覧」(公益社団法人日本道路協会発行)等を遵守する。

(2) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
コンクリート塊（鉄筋）	(株)坂本光組	五所川原市飯詰字沢田 85-266	8時～17時	再資源化 施設業者
コンクリート塊（無筋）	(有)晃新	青森県つがる市下午潟字鷺野沢 29-176	8時～17時	再資源化 施設業者
コンクリート塊（アスファルト）	(有)伊南商事	青森県五所川原市青森県五所川原市金木町川倉七夕野 84 番 1121、84 番 1161	8時～17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(株)新岡組	青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢 81-188	8時～17時	再資源化 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの 作業内容 及び 解体	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法
方 法	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5 土工

(1) 掘削

掘削土は、現場内で流用するものとし、残土が発生した場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

(2) 埋戻し

埋戻し材料は、掘削土を流用し優先的に使用することとするが、掘削土が埋戻材に適さないと考えられる場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

6 水田復旧工

(1) 基盤切盛

ア 設計図書に示してある計画田面標高は目標数値であり、指定標高のある田以外は、仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。

イ 基盤切盛は原則として耕区内流用とするが、逆田となる場合は、耕区外より流用を行い逆田修正しなければならない。

ウ 切盛後において基盤面、又は地区境の法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地、表土戻し作業をしてはならない。

エ 雨天時には基盤切盛り作業を中断しなければならない。

また、工事を再開又は終了するときには、水切り作業を行いドライな状態での施工を心掛けなければならない。

(2) 基盤整地

ア 基盤均平作業は作業の良し悪しにより、田面乾燥・耕土厚・作物育成にむらを生じる原因となり、しかも、表土戻しの後、手直し作業は非常に困難であるので、作業は細心の注意を払って仕上げなければならない。

(3) 客土工

ア 受注者は客土量の確認のため、客土作業前に田面標高をチェックし監督職員に報告し、承諾を得た後でなければ客土作業を実施してはならない。

イ 客土用土を搬入する場合は特に雑物が混入しないよう、十分留意しなければならない。

ウ 客土の購入が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

エ 表土に使用する土は現場内に仮置きしている黒土を使用するものとするが、使用に当たり排根等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 表土整地

ア 表土均平は乾土均平工法とする。

イ 降雨・積雪・土壌の凍結等施工条件の悪い時は、原則として作業をしてはならない。

(5) 暗渠排水工

ア 暗渠の標準勾配は次のとおりとするが、地形によって変わることもあるので、施工に先立ち測量を行い、施工計画書を作成し、監督職員と協議のうえ実施するものとする。測量の結果が標準ほ区で設計した勾配に対し大幅に異なる場合は、出来形により変更するものとする。

吸水渠 1/400

集水渠 1/400 (耕区境の急流部を除く)

排水口 吸水渠、集水渠の接続から排水路まで

イ 床掘の結果、集中的湧水等があり、設計断面で通水能力の不足が予想される場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 管を排水路等に接続する場合は、水甲等により逆流を防止するものとする。

7 砂利舗装工

(1) 敷砂利

敷砂利に使用する材料は、現場内で撤去する盛土材を使用することとする。受注者は施工に先立ち敷砂利の施工範囲を確認して監督職員に報告するものとし、必要に応じて協議するものとする。

8 河川外施工ヤード撤去工

(1) グラウンドヤード復旧

受注者は施工に先立ち施工土量を確認して監督職員に報告するものとし、必要に応じて協議するものとする。

9 管理棟場内整備工

(1) 舗装工

ア アスファルト舗装工

アスファルト混合物の抽出試験は行わないものとする。

10 その他

(1) 左岸取水口転落防止柵製作・据付

左岸取水口転落防止柵の製作及び据付について、本工事に変更追加する場合がある。

(2) 銘板製作・設置

芦野頭首工の銘板の製作及び設置について、本工事に変更追加する場合がある。

(3) 管理棟書庫整備

管理棟の書庫整備について、本工事に変更追加する場合がある。

第12章 鋼製付属設備

1 設計

(1) 一般事項

ア 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

イ 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

ウ 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。

エ 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

(2) 設計諸元

ア 設置基数	2基
イ 傾斜角度	64°
ウ 有効面積	幅 3.000m×高さ 2.010m
エ バー寸法	板厚 9mm×幅 90mm
オ バーピッチ	79mm
カ 設計水位差	1.000m

(3) 材料

ア 主要材料は、JIS規格品、又は同等品以上とする。

イ 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

材 料 名	規 格
ステンレス鋼 (SUS304)	JIS G 4304

2 構造及び製作

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第9章「鋼製付属設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第9章「鋼製付属設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第9章「鋼製付属設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

3 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

(1) 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

(2) 据付

ア 設備の据付に重機械等を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

イ 据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付けなければならない。

ウ 取付ボルトはステンレス材を使用するものとする。

第13章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

(1) 工事現場等における遠隔確認について

ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

イ 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。

ウ 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、(1) から (4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

- (2) 機器等の導入
 - ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
 - イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
なお、アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
 - 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
 - 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第14章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 土質
- (2) 表土等の補充量
- (3) 排水量
- (4) 関連工事との調整に係るもの
- (5) 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- (6) 交通誘導警備員が必要となった場合
- (7) 除雪が必要となった場合
- (8) 建設発生土受入地の変更が必要となった場合
- (9) 敷砂利の施工範囲に変更が生じた場合
- (10) グラウンドヤード復旧の施工土量に変更が生じた場合
- (11) 左岸取水口転落防止柵製作・据付を変更追加する場合
- (12) 銘板製作・設置を変更追加する場合
- (13) 管理棟書庫整備を変更追加する場合
- (14) 敷鉄板が必要となった場合
- (15) 各種復旧工事が必要となった場合
- (16) 遠隔確認を行う場合
- (17) 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合
- (18) 施工促進等の対策が必要となった場合
- (19) その他本仕様書に定めのないもの

第15章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 16 章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条

の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合のカの VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

(1) 工事完成図書を共通仕様書第 1 編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又はBD-R） 正副 2 部

4 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

(2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

(1)、(2) 及び (3) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費の含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 打合せ記録

工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値 (%) = 真夏日率 × 1.2

7 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とする。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

8 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備
	イ 緑化・花壇

	ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・エ法説明ビデオ ケ 社会貢献

9 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議したうえ、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、

工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費 (率分)	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.02
芝付工		1.01
横断・転落防止柵設置		1.02

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位
排水構造物工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01

10 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

11 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について（URL：「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-248.pdf>」）に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）を示すものとし、施工パッケー

ジ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を、「運搬費及び準備費の設計変更について」（URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-26.pdf>」）に示す様式により提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、(2)で示す様式の実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6.社会性等」に、次の評価項目を追加したうえで最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

○事業（務）所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 17 章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 撤去・復旧工				
(1)水田復旧工				
掘削	再生クラッシャーラン, RC-40 (敷砂利へ流用)	m ³	270.000	
掘削	土砂	m ³	1,200.000	
作業残土処理	土砂	m ³	1,200.000	
土木シート撤去	施工ヤード1	m ²	2,000.000	
土木シート処理		ton	0.557	
表土扱い	施工ヤード1	ha	0.350	
黒土	支給品	m ³	840.000	
暗渠排水	吸水渠 (定尺管), 50mm	m	223.000	
暗渠排水	吸水渠 (定尺管), 60mm	m	23.000	
暗渠排水	吸水渠 (定尺管), 75mm	m	20.000	
暗渠排水	吸水渠 (定尺管), 100mm	m	30.000	
暗渠排水	集水渠 (定尺管), 100mm	m	8.000	
暗渠排水	集水渠 (水閘下流部), VU管 φ100mm	m	2.000	
水閘土工		式	1	
暗渠排水管キャップ	硬質ポリ φ50	個	12.000	
暗渠排水管エルボ	硬質ポリ 薄肉90° 50×50mm	個	1.000	
暗渠排水管DVソケット	硬質ポリ 100×100mm	個	1.000	
水閘 (カバー一体型)	VU管 φ100mm	個	1.000	
暗渠排水管異形ソケット	硬質ポリ 60×50mm	個	1.000	
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 50×50×50mm	個	3.000	
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 50×50×60mm	個	1.000	
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 60×50×60mm	個	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 60×50×75mm	個	1.000	
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 60×100×100mm	個	1.000	
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 75×50×75mm	個	1.000	
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 75×50×100mm	個	1.000	
暗渠排水管90° チーズ	硬質ポリ 100×50×100mm	個	2.000	
植生土のう		袋	6.000	
(2)砂利舗装工				
敷砂利	再生クラッシュラン, RC-40 (流用土)	m ²	1,155.000	
(3)作業土工				
床掘	現場打ち水路B1300*H900 用水路②BF500 用水路③BF500 排水路①B1000*H800 排水路②BF300	式	1	
埋戻	現場打ち水路B1300*H900 用水路②BF500 用水路③BF500 排水路①B1000*H800 排水路②BF300	式	1	
基面整正	現場打ち水路B1300*H900 排水路①B1000*H800 排水路②BF300	m ²	79.000	
(4)用排水路撤去工				
ボックスカルバート撤去	B1300*H900	m	9.000	
ボックスカルバート撤去	B1000*H800	m	40.000	
ボックスカルバート撤去	B500*H400	m	33.000	
構造物取壊し・殻運搬処理	無筋コンクリート	m ³	3.700	
(5)用排水路復旧工				
既設水路運搬工		式	1.000	
現場打ち水路復旧	現場打ち水路 B1300*H900	m	9.000	
ベンチフリューム復旧工	用水路② BF500	m	12.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ベンチフリーム復旧工	用水路③ BF500	m	21.000	
柵渠復旧	排水路① B1000*H800	m	40.000	
コンクリート水路復旧工	BF300	m	10.000	
(6)フェンス復旧工				
フェンス復旧	H=1100	m	12.000	
(7)河川外施工ヤード復旧工				
大型土のう撤去		袋	289.000	
袋詰め玉石撤去	2ton型	袋	26.000	
旧小学校ヤード復旧	掘削(土砂)	m ³	200.000	
2. 管理棟場内整備工				
(1)ハンドホール改修工				
鉄蓋取外し再設置	φ600(T-6)完全防水型	箇所	1.000	
調整リング設置	RC φ600×H150	箇所	1.000	
既設鉄蓋撤去	φ600	箇所	1.000	
鉄蓋・縁塊設置	φ600(T-6)完全防水型, RC φ600×H100	箇所	1.000	
(2)アスファルト舗装工				
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13F) t30	m ²	670.000	
(3)安全施設工				
アルミ縦格子フェンス	H=1200(据付のみ)	m	4.500	
3. 仮設道路工				
(1)進入路撤去工				
舗装取壊し	アスファルトコンクリート t=5cm	m ²	1,588.000	
殻運搬処理	アスファルトコンクリート	m ³	80.000	
掘削	仮設ヤード進入路(南側)	m ³	1,300.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
掘削	仮設ヤード進入路（北側）	m ³	1,900.000	
法面保護	筋芝	m ²	4,170.000	
4. 排水処理工				
（1）排水処理工				
排水ポンプ（仮設）		箇所	1.000	
5. 仮締切工				
（1）大型土のう工				
大型土のう設置撤去		袋	14.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 鋼製附属設備製作工				
(1) 鋼製附属設備製作工	右岸取水ロスクリーン			
鋼製附属設備工（製作費）		式	1.000	
鋼製附属設備工（塗装費）		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
輸送費（鋼製附属）		式	1.000	
2. 鋼製附属設備据付工				
(1) 鋼製附属設備据付工	右岸取水ロスクリーン			
鋼製附属設備据付工		式	1.000	
鋼製附属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
3. 既設設備等撤去工				
(1) 既設設備等撤去工	右岸取水ロスクリーン			
既設設備等撤去工		式	1.000	
水門扉据付工（直接経費）		式	1.000	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

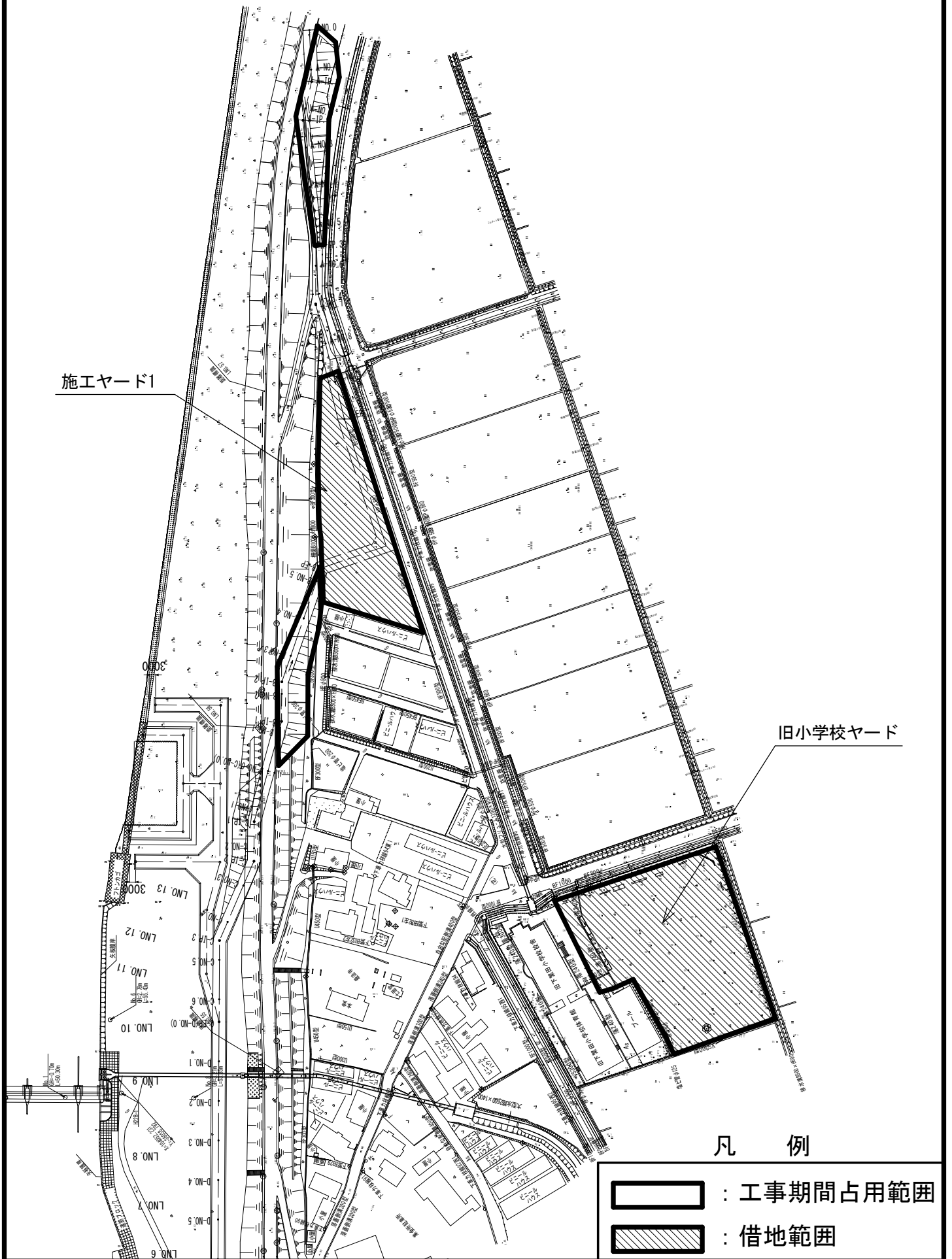
- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - (2) 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - (3) 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。
 - (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、当該期間に含めることができるものとする。
 - (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
 - (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
 - (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
 - (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ア 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整のうえ、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - イ 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ウ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
 - (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ア 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - イ 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ウ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事用地図



【別図-1】



施工ヤード1

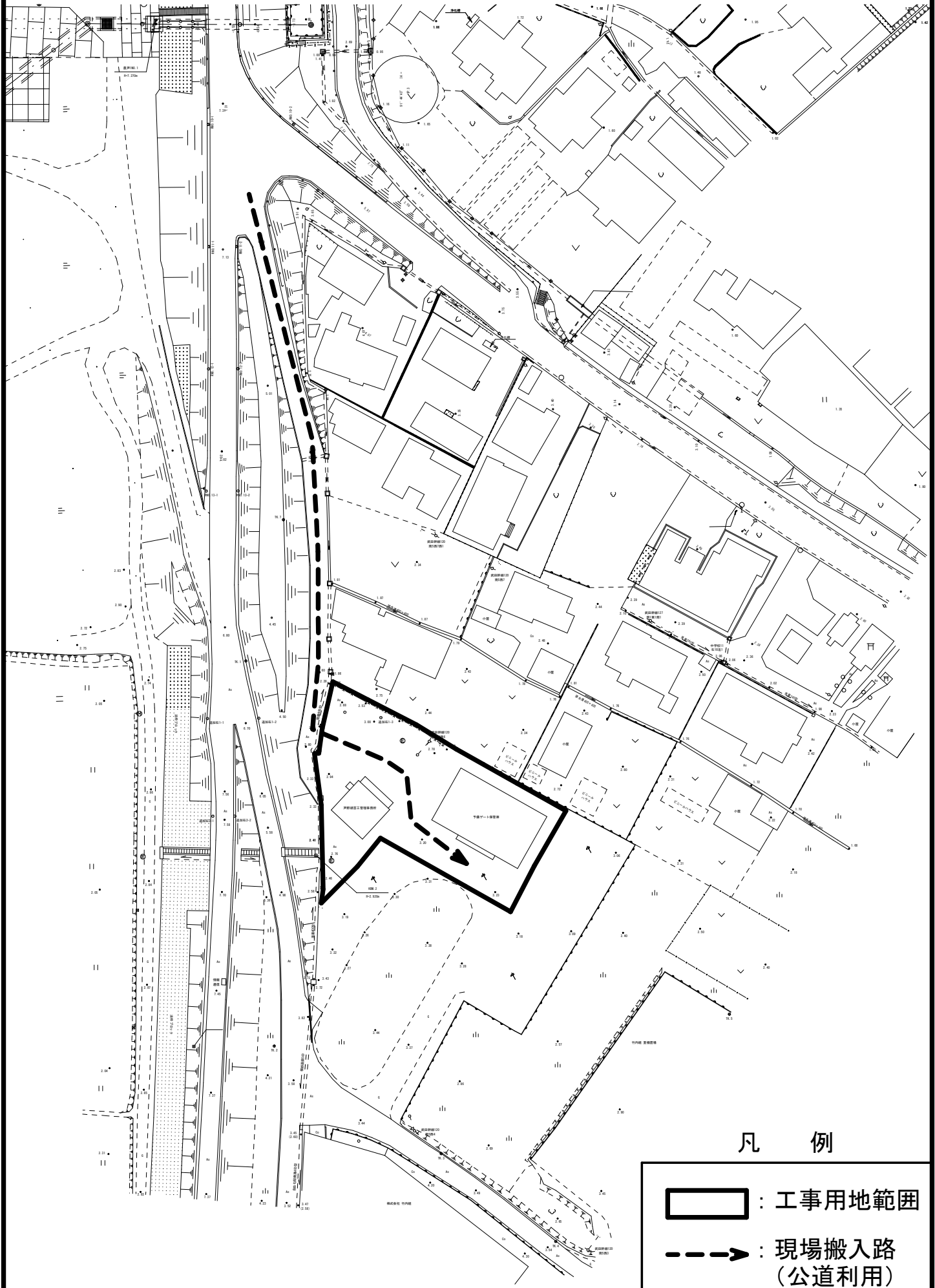
旧小学校ヤード

凡例



-  : 工事期間占用範囲
-  : 借地範囲

工事用地図

【別図-2】



凡 例

-  : 工事用地範囲
-  : 現場搬入路 (公道利用)

令和8年度 十三湖農地防災事業
 芦野頭首工付帯施設整備他工事
 図 面 目 録 【土木工事】

図番	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	復旧図（付帯構造物）（1/3）	1	
3	復旧図（付帯構造物）（2/3）	1	
4	復旧図（付帯構造物）（3/3）	1	
5	復旧図（施工ヤード）（1/3）	1	
6	復旧図（施工ヤード）（2/3）	1	
7	復旧図（施工ヤード）（3/3）	1	
8	芦野頭首工管理棟 外構配置図	1	
9	ハンドホール補修図(1/2)	1	
10	ハンドホール補修図(2/2)	1	
11	右岸取水口仮設図	1	
12	復旧図（仮設道路）	1	
13	河川外施工ヤード撤去工平面図	1	
計		13	

令和8年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工付帯施設整備他工事
図 面 目 録 【施設機械設備工事】

図番	図 面 名 称	枚数	備 考
1	右岸取水口既設スクリーン撤去一般図	1	
2	右岸取水口スクリーン全体一般図	1	
3	右岸取水口スクリーン組立図	1	
計		3	